

## 決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 01 分

閉会時間 午後 2 時 06 分

日時 平成 24 年 10 月 24 日 (水)

場所 第 3 委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子  
副委員長 棚本 邦由  
委員 臼井 成夫 高野 剛 石井 脩徳 堀内 富久  
塩澤 浩 桜本 広樹 清水 武則 皆川 巖  
保延 実 仁ノ平尚子 丹澤 和平 大柴 邦彦  
永井 学 高木 晴雄 久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 芦沢 幸彦 知事政策局次長 小野 浩  
知事政策局次長 (秘書課長事務取扱) 山下 誠  
知事政策局次長 (広聴広報課長事務取扱) 松谷 荘一 政策参事 茂手木 正人  
企画県民部次長 古屋 正人 企画県民部次長 伏見 健  
行政改革推進課長 古屋 金正 交通政策課長 大柴 節美  
観光企画・ブランド推進課長 青嶋 洋和

総務部長 田中 聖也 防災危機管理監 八木 正敏 総務部理事 望月 明雄  
総務部次長 望月 洋一 総務部次長 (人事課長事務取扱) 吉原 美幸  
職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子 税務課長 上小澤 始  
管財課長 平井 敏男 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛  
防災危機管理課長 宮原 健一 消防保安室長 山下 宏

県土整備部長 酒谷 幸彦 県土整備部理事 手塚 茂昭  
県土整備部次長 桐原 篤 県土整備部技監 上田 仁  
県土整備部技監 井上 和司 総括技術審査監 小野 邦弘  
県土整備総務課長 石原 光広 美しい県土づくり推進室長 山口 雅典  
建設業対策室長 遠藤 正記 用地課長 清水 豊  
技術管理課長 内田 稔邦 道路整備課長 大久保 勝徳  
高速道路推進室長 細川 淳 道路管理課長 鈴木 洋一  
治水課長 中嶋 晴彦 砂防課長 松岡 雅臣  
都市計画課長 市川 成人 下水道課長 小池 厚  
建築住宅課長 松永 久士 営繕課長 和田 健一

出納局次長 (会計課長事務取扱) 吉田 泉

議題 認第 1 号 平成 23 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 01 分から午前 11 時 09 分まで知事政策局及び総務部関係、午後 1 時 02 分から午後 2 時 06 分まで県土整備部関係の部局審査を行った。

## 質疑 知事政策局、総務部関係

(県政情報発信事業について)

桜本委員 企の 2 の県政情報発信事業、成果説明書でいくと 14 ページのビタミンやまなしキャンペーンの推進とありますが、やまなし大使の委嘱の部分で、前年度から何人ぐらいふえているのでしょうか。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 やまなし大使につきましては、成果説明書では平成 24 年 3 月末現在 750 人ということで記載してございます。ここ何年間、700 人台を推移しておりますが、ことしは若干ふえておまして、現在 790 名を超えるぐらいの数字で推移しているところでございます。

桜本委員 ことしじゃなくて、決算ですので前年度からどのぐらいふえたかということです。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 失礼いたしました。前年が 700 人ちょっとでございましたので、30 人ほどふえているというふうに御理解いただければと思います。

桜本委員 決算でありますから、30 人ちょっとという言葉は不適切だと思うんですけど。

木村委員長 今、調べていただきますか。

桜本委員 じゃあ、その調べている間に違うことをお聞きします。この 750 人の方々が非公開ということになっているのはどういう理由でしょうか。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 名前につきましては、外部からやまなし大使についてどんな方が委嘱されているかということで照会を受けることがあるのですが、プライバシーの問題もございますので、そういった問い合わせにつきましては御遠慮いただいているという状況でございます。

桜本委員 事業の概要及び成果で、情報をみずから積極的に発信してくれるやまなし大使が増加したということで、発信した人が、例えば、誰がどういう発信をしたかということがわかっていかないと。例えば匿名であっても、この人は女性です、年齢は大体何十歳ですとか、職業はどのようなジャンルですよという方が、こういうことをやってくれたというような整理がされていないと、その評価はわかってこないと思うんですよ。年に 1 回ぐらいどこかのホテルで夕食を召し上がるんですよ。そういったことも含めて、例えば名刺の作成費など、その辺の決算額はどんなふうになっているんですか。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 決算的には全体で 760 万円でございますけれども、交流会の経費が 420 万円ほどです。それから情報として毎月「ザやまなし」をそれぞれの大使の方にお送りしております。これが 225 万円ほどです。それからそれぞれのやまなし大使の名刺を作成してお配りしておりますが、これが 100 万円ほどかか

っているところでございます。

桜本委員 先ほどの話に戻りますが、その 750 人が提案してくれた内容というのは、県民に対してどういうふうな形で発信されているんですか。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 やまなし大使の方から、いろいろ御提案をいただいております。その御提案いただいた内容につきましては、それぞれ県政でこういうふうにしたらというようなものの御提案、それから企業誘致でこんな企業があるけれども当たってみたらどうかという御提案などをいただいておりますので、それぞれ所管する部局につなぎ施策としてできるものはしていくように取り組んでいるところでございます。

桜本委員 例えば、もうやめるよとか、あるいは活動が見えないというようなことについては、減らしていくようなこともされているんですか。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 山梨ゆかりの方とか出身の方をお願いしております。例えば県内で支店長をお務めいただいた方が東京のほうに戻られたので山梨大使をお願いするという例もございます。中には異動して、もうこの活動は遠慮したいというようなこともございますので、そういう方につきましては御本人に確認の上、その部分は数から減らして、名刺や情報誌をお送りするということはそこでやめるという取り扱いもしておるところでございます。

桜本委員 要するに、「ザやまなし」というものを年間、あれは 12 回ですか、その方々に送っていると。山梨の情報を送るということも大事ですが、そこに 750 人の実体する姿があるのかによって、やはりそういった経費もかかるわけですので、その辺のことをやはり相手の意向も確認しながら、続けていくのか、続けていかないのか、750 人の動きというものを御判断しているんですか。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 毎年、交流会をやっておりまして、その御案内を出すに当たって、最近の活動をその中に書いていただくような処理もしております。中には、こちらのほうに送っていただけない場合もございますので、そういう方につきましては、会社の方でしたら会社の方に御連絡をするなどしています。また、今までやまなし大使をお願いしていたんですけれども、この後どうでしょうかということを確認して適切に処理をしているところでございます。

(未利用県有地について)

桜本委員 じゃあ、済みません、その下の管財課の未利用県有地の部分ですが、この中で売却と一時貸付の分かれる基準というものが明確になっているんでしょうか。

平井管財課長 ただいまの質問にお答えいたします。基本的には、用途廃止財産につきましては普通財産という形になり管財課のもとに参ります。管財課といたしましては、基本的に公用利用というのが原則でございますので、まずは県庁の機関内に働きかけをして、利用するところはないのかという確認をいたします。その上で、次の手順として、市町村に対して活用しませんかというような働きかけをしまして、それでもなかった場合には売却する。そういう段階を踏んで売却することを考えています。しかし最近の経済情勢ですと、なかなか土地が動きませんので、売却がなかなかできないものにつきましては一時貸付という形で、短期間ではございますが、貸付することによって少しでも収入を上げ、活用を図るというような形をとっております。

す。

桜本委員 今現在、その未利用地の箇所あるいは面積というものは把握をしているんでしょうか。

平井管財課長 県有地につきましては、今、申し上げたように、未利用地は普通財産でございますけれども、管財課の方で所管しておりますが、普通財産の中にもいろいろございまして、過去からの経緯の中で貸付等をしておるところが多数ございます。基本的に管財課のほうで未利用地として今、売却等をしたいと思っておるところにつきましては約 10 万平米となっております。

(次代を担う人材の育成について)

桜本委員 ありがとうございます。次に成果説明書の 131 ページの次代を担う人材の育成というようなことで、ここに自己啓発支援ということで提供だとか、貸出などといったものが出ているんですが、全体的にどのくらいの方々が、こういったものを利用されているんですか。

吉原総務部次長 そこに書いてございます自己啓発支援の図書の貸出ですとか研修所の開放ということでございますが、平成 23 年度につきましては、図書の貸出につきましては約 200 冊、それから研修所の開放につきましては 56 回、それから無料教材の貸出につきましては 10 件というのが実績になっております。

桜本委員 この中で職員の高度な政策形成能力の向上に寄与したとされていますが、具体的にこの言葉はどういった点を言っているんですか。この言葉だけでは、非常にすばらしいなという言葉にかえられるんですが、具体的にこうした点に生かされたといった成果は何かお持ちですか。

吉原総務部次長 職員がやはり自発的に自分の能力を開発したり、自分のしている業務に対して深く研究をするなど、各業務ひいては県政の推進に寄与できるということは間違いないのではないかと考えております。ですから、定量的に成果という形で出すのはなかなか難しいかと思えます。

桜本委員 その中で、数千人規模の県職員の次代を担うということが、どの年齢かはわかりませんが、数百人いる中で、貸出数が 200 冊だとかビデオの教材が 10 件というのは多いんですか、それとも少ないんですか。

吉原総務部次長 ここで言っている貸出や開放回数も含めて多いかどうかはなかなかお答えをすることが難しいのですが、ここには具体的には書いてございませんが、これ以外にも能力開発するため、研修所での講習を 20 講座ほど開催させていただいており、これには 500 人近い職員が参加をしております。また若手についてはキャリアデザイン研修ということで、自分のこれまでの仕事の分析や、これからの能力開発をどうやっていくのかという研修を、入って 5 年目の職員、あるいは 8 年目の職員を対象に実施をいたしておりまして、昨年 125 人ほどの職員が参加をしております。また、これ以外にも通信教育の講座を設けておりまして 80 人近い職員が研修をしているということで、総合的な人材育成に取り組んでいるというのが実態です。

桜本委員 変わり行く社会で、例えば警察においてもサイバー的な犯罪があり、あるいは行政能力においても今の次代のグローバル的な視野に基づいた職員の研修というの

は非常に大事なことだと思います。ぜひこういった長期の視点をとらえながら、啓発支援事業をその時代に即したようなものに変えていっていただきたいと思うんですが、最近のこの部分の見どころとか目のつけどころというのはどんなことがありますか。

吉原総務部次長 特に若手職員のモチベーションを向上させ、あるいは新たに斬新な発想を県政に活用していくというのは非常に大事だと認識をしております。本年度、各部局ごとに若手職員で政策形成をするためのプロジェクトチームを 15 チームづくり、それぞれ新しい施策を企画立案いたしまして、来年度の主要事業に反映できるものは反映していくという取り組みを新たに進めているところです。

(市町村振興資金について)

丹澤委員 市町村振興資金の貸付状況についてお尋ねをしますけれども、市町村振興資金の貸付枠の総額は今、幾らになっていますか。

秋山市町村課長 市町村振興資金の総額でございますけれども、平成 23 年度の総額につきましては 233 億円でございます。

丹澤委員 この決算で見ると、総額 233 億円で支出済額が 43 億円の一般会計繰り出しを除きますと、これで見ると平成 23 年度の市町村への貸付総額は 11 億円ということですか。

秋山市町村課長 平成 23 年度の貸付額につきましては、11 億 2,780 万円でございます。

丹澤委員 そうすると、223 億円というのはどういう金額なんですか。貸付総額を言っているのか、それとも予算の貸付額なのか、平成 23 年度の予算貸付額は幾らですか。

秋山市町村課長 予算総額といたしましては 230 億円ということでございます。

丹澤委員 予算総額 230 億で借りたのは 11 億円ということですか。

秋山市町村課長 貸付枠としまして 230 億円を用意したところでございますが、実際に貸付をいたした額が 11 億円ということでございます。

丹澤委員 まあ、かつて市町村振興資金は市町村にとって非常にありがたい資金で、なかなか資金調達ができない、もしくは低利で非常に借りやすい、条件も緩和されているということで、かつては非常に市町村振興資金も人気があったはずですが。今、こういうふうに金融が緩和されて低利であり貸付状況も厳しくなくなり、また長期に民間でも貸してくれるというようなことで、この人気がなくなったのかもしれないけれども、そうするとその市町村振興資金の 230 億円なんていう予算は使いもしないのに、今、財源が困っているときに、ここに置いておく必要があるんでしょうかね。あるいは何が原因で借りたくないのかわかりますか。市町村振興資金は何の魅力もない。かつてのようにぜひ貸してもらいたいと言って市町村長が来るような魅力ある資金じゃなくなったということですか。そうであるのなら、それなりのものに変えていく必要があるし、もう民間で十分対応できるというのであれば、こういう制度は縮小したほうがもっと財源を効率的に使えるんじゃないですかね。

秋山市町村課長 済みません、先ほど総額を 230 億円と申し上げてしまいましたが、ちょっと、

勘違いをしてしましまして 23 億円でございます。申しわけございません。

今、議員の御指摘の点でございますけれども、やはり公共投資が減ってきているという点、また、そういった点で経済状況が変化している状況の中で貸付額が減少しているというふうに認識してございます。

また、現在、合併市町村につきましては合併特例債といった有利な起債などがございまして、そちらを優先的に使っているのかではないかと減少の原因としては考えております。

また、いわゆる実際に使われている額が非常に少ないという点でございますけれども、平成 24 年度の予算額につきましては 18 億円という形で減少をさせていただいたところでございます。これにつきましても、市町村等のことを踏まえながら、必要な資金については、やはり必要な資金というものがございまして、そういった用意はしておく必要があるというように考えております。

丹澤委員

23 億円って、ちょっとよくわからない。この特別会計の決算書を見ると、支出済額の予算額が 66 億 6,900 万円と書いてありますよね。そしてこのうち 43 億円が一般会計に、要するに要らんなら返せと財政課に取られちゃっているんですよ。そうすると実際の支出は 11 億円だと今、課長が答えていましたけれども、そもそも予算額が 23 億円というのは、これは貸付枠とは別に何か今まで 66 億円、予算額があって、そのうち 43 億円が既に当初予算の段階で繰出金として一般会計に返せと、こう言われたということですね。補正でこれをやったわけじゃないんでしょう。

秋山市町村課長

一般会計の繰り出しにつきましては、2 月補正予算で計上いたしまして処理したところでございます。

丹澤委員

そうすると当初予算では 66 億円の貸付金を平成 23 年度は予定していたということですか。そして途中で借り手がないから、金のないときだから基金から 43 億円を一般会計へ戻せというふうに 2 月補正予算で財政課から言われて、やむなくなのか、喜んでなのか知らんけれども 43 億円返したという仕組みになっているんですか。

秋山市町村課長

特別会計の中に剰余金としてございました金額につきまして 43 億円を一般会計のほうに繰り出したということでございます。予算額につきましては 23 億円の金額は変わってございません。

丹澤委員

はい、わかりました。またお尋ねをいたしますけれども、まあ、私は市町村振興資金については、かつて市町村にとってはまさに最後のとりでというふうなことで、どんな資金でも国が定めている地方債の発行基準にまあまあ少々合わなくても何とか県が貸してくれるだろうというふうなことがあった。

私たちが鹿児島銀行に行ったときに、県の制度資金は駄目だからやめましょう。役人が貸す基準は自分で異なる基準をつくっているだけだと。だから、金融というのは自由にやれるときに、こうした条件では貸しませんと言うと、それに当てはまらないものがいっぱいある。それをどういうふうに捨るかということが、民間の金融機関にしてみれば腕の見せどころだということなんです。ところが、こういう制度資金は、きめ細やかに書いておくけれども、そこからどうしても融資条件に合わないものがあるから、制度資金は実際に役立たないとその頭取さんは話をしていました。

市町村振興資金についても必要がなくなったのであれば、もうやめるべきだし、

本当は必要があるんだけど、県の制度の仕組みが悪くて借り手がないんだったら、もっとみんなで知恵を絞って、よその県がどういうふうなものに貸しているのか、今の時代に合ったものはどういうものなのか、そういう新しい仕組みを組み直さないと、ほかに資金があるから要らないということであれば、財政が逼迫しているときですから、そんなところへ金を寝かせておくよりは使ったほうがいいと思いますけれども。

秋山市町村課長 振興資金につきましては、いわゆる建設事業を対象にしてございます。そういった中で、現在、いわゆる新需要が落ち込んでいるということだと思います。ただ、現実としまして、やはり必要な部分として公共投資がございまして、そういったものに関しては県として必要な資金を用意していくということはやはり必要であろうというふうに考えております。この制度の仕組みにつきましては今後、市町村の皆様方が使いやすいような形で検討を進めてまいりたいと考えております。

(納税奨励事務費について)

丹澤委員 次に総の 6 の納税奨励事務費についてお尋ねいたします。納税は国民の義務だと、こう言われていて、昨今はどこの市町村も県も納税奨励事務ということで頻繁に 1 年分全納したら奨励金を出すとか、あるいは組合をつくったら出すなどといったことをして納税処理をしていましたけれども、僕はこれはやめていたのかと思いましたが、まだやっておられているようですが、これはどういうふうな奨励金なんでしょうか。奨励金ですから、奨励をするための事務費ですか。

上小澤税務課長 ここに計上してございます決算額につきましては、個人県民税徴収取扱費ということで、県が市町村に対しまして県民税の賦課税収に関する事務を行うために要する費用を補填するためのものです。もう 1 点は、特別徴収義務者交付金ということで、ゴルフ場利用税あるいは経路引取税に対しまして収入額のゴルフ場利用につきましては 100 分の 1.2 を特別徴収義務者に、経路引取税につきましては 100 分の 2.5 を特別徴収義務者に交付するものです。

丹澤委員 そうすると、ゴルフ利用税を徴収してくれるから、ゴルフ場だけに出しているんでしょう。

上小澤税務課長 ゴルフ場利用税、軽油引取税につきましても行っております。

丹澤委員 県に入るものでやっているものはほかにはないんですか。

上小澤税務課長 ほかにございません。

丹澤委員 わかりました。

(広告収入について)

仁ノ平委員 ちょっと教えてください。概要の方の知の 1、一番下の方に広告収入とありますが、ここで言う広告収入とはどのようなものでしょうか。

松谷知事政策局次長 ここで広告収入と言っておりますのは、広報誌「ふれあい」に載せております枠広告と、それからホームページにありますバナー広告でございます。

仁ノ平委員 先ほどの御説明で、伸びなかったのだという御説明がありましたが、もう少し詳

しくどのような状況であったのかということと、なぜ伸びなかったのかお聞かせください。

松谷知事政策局次長 先ほど申しましたが、経済情勢もいろいろ変化しているところで、なかなか私どもが見込んだ収入額までは行かなかったというところでございます。基本的には広告、特にバナー収入のほうが全国的なものに対処していますので、広告費というのは景気に非常に影響するところですが、私どもでもできる限り頑張っようというふうに臨んだところですが、残念ながらそういう状況です。

(主要 3 基金について)

仁ノ平委員 わかりました。封筒などの印刷をされているものとは違うということですね。もう 1 点教えてください。全く別件ですが、先ほど総務部長から御説明があった基金の件ですが、6 7 ページの御説明のところ、最後に 6 2 2 億円のまだお金がありますよという御説明を最後の方でいただいたかと思うのですが、この御説明のくんだりちょっとよく理解できなかつたので、もう一度お願いできますか。

尾崎財政課長 失礼しました。主要 3 基金についてですが、平成 2 2 年度末の残高が 5 2 9 億円でした。それが経費節減の努力でありますとか、将来の県債償還に備えるための積立て等を実施いたしまして、平成 2 3 年度末では 6 2 2 億円ということになっております。

仁ノ平委員 何の基金がですか。

尾崎財政課長 主要 3 基金と申しますのが、財政調整基金、それから県債管理基金、公共施設整備等事業基金、この 3 点を主要 3 基金と申し上げています。この 3 基金の合計が 2 2 年度末で 5 2 9 億円、2 3 年度末で 6 2 2 億円となっております。

仁ノ平委員 大体わかるんですが、6 2 2 億円という数字が記載されているところは特にないわけですね。

尾崎財政課長 恐れ入ります。3 基金の合計が記載されている欄はございません。

仁ノ平委員 はい、わかりました。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 遅くなって申しわけございません。冒頭、やまなし大使の質問がありましたけれども、平成 2 2 年度末の数字ですが 7 0 8 人でございます。

## 質 疑 県土整備部関係

(都市公園の防災拠点の機能の強化について)

高木委員 成果説明書の 1 0 0 ページの都市公園の防災拠点の機能の強化であります、この中で実施した予算というのは、小瀬スポーツ公園などを含む 4 つの公園の名前が記載されておりますが、私の地元の笛吹川フルーツ公園は載っておりませんが、それは計画があるのかないのか。それで、ないとすれば、ぜひ計画をしてほしいと思うんですけれども、あるとすれば、どのような計画になっておるのか。また、いつごろ、どのように行われるのか、その辺をお聞きしたいと思います。



市川都市計画課長 ただいまの高木委員の御質問にお答えいたします。笛吹川フルーツ公園につきましても、既に、ここに先ほど掲載がございます公園と同様に、今年度から平成 26 年度までの予定で県の地域防災計画において、ここも防災活動拠点と位置づけられておりますので、同様の防災機能強化、並びに公園施設の再整備を行っていく考えでございます。ことしは詳細設計を行っておりますので、細かい内容は今後決めていくところでございますが、既に整備済みのところについて具体的な整備内容を紹介させていただきますと、狭い園路を防災拠点として使えるように改修をしたり、緊急車両の出入り口を改修をしたり、給水関連施設等をつくったり、当然、あわせてバリアフリー化を行っていくというような、通常、今まで行っている整備の内容でございます。

高木委員 ほっとしました。各公園で、今まで行われていた主な整備内容はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

市川都市計画課長 既に行っております公園等につきましては、具体的には先ほど言いましたように、入り口や園路の拡幅、傾斜地があった場合には平地化をしたりして広場を確保する。それからヘリポートの整備や、災害時の応急トイレの設置ですとか、水を確保しなければいけない場合がございますので、井戸などが主な施設整備の内容でございます。

高木委員 ありがとうございます。いざというときに十分な機能を果たすように十分検討していただいて、いいものをつくっていただきたいと、このように思います。  
(街路事業について)

次に成果説明書の 103 ページの街路事業についてでありますけれども、私の地元、根津橋通り線の整備が行われています。当該路線の整備は進んでいるように思いますけれども、この路線はいつごろ整備が完了するのか教えていただきたいと思っております。

市川都市計画課長 根津橋通り線につきましては、1 期工事、2 期工事がございますが、既に 1 期工事は仕上がっております。現在進めております 2 期工事につきましては、今年度末までに上石森交差点まで完成する予定でございます。交差点部の東側の整備が若干残っておりますが、今年度末には上石森まで仕上がるということで御了解をいただきたいと思っております。

高木委員 わかりました。それと、今の同じ 103 ページの予算の科目のちょうど中段辺り、これは 4,099 万 4,000 円での繰越費ですが、これはどのようなことが原因でしょうか。

市川都市計画課長 終点部の用地交渉等に不測の日数を要したものですから、契約が翌年度になってしまったということでございます。

高木委員 もう一度、済みません。

市川都市計画課長 終点部である上石森交差点付近の用地にちょっと時間を要しておりますが、既に今年度、決着をしておりますので、先ほど言いましたように今年度中には完成見込みでございます。

高木委員 これは順調に進んでいるというように解釈してよろしいですね。  
最後に、現在、関東地域で行われている街路事業はどんなものがあるか教えていただけませんか。

市川都市計画課長 現在、県が行っております街路事業でございますが、山梨市につきましては2路線ございまして、先ほどから話題に出ております根津橋通り線の2期、それから今年度から事業化をしました山梨市の駅南側の山梨市駅南線、これは1期分でございますけれども、その2つが山梨市の街路事業でございます。

甲州市につきましては、塩の山西広門田線で仲沢ガードの北側から向嶽寺まで、これは2期分ですけれども現在行っております。それから上於曾駅前赤尾線、これは青橋工区といいまして青橋から市役所まで、それから上於曾駅前赤尾線の東工区、これは駅から雨敬橋まででございますけれども、これは電線共同構の事業でございます。

高木委員 ありがとうございます。

(住宅供給公社事業促進費について)

堀内委員 県土の10ページですが、ここの住宅総務費をもう1枚めくって住宅供給公社事業促進費ですけれども、先ほど部長さんから説明がありましたけれども、もうちょっと詳しく教えてください。

松永建築住宅課長 住宅供給公社事業促進費の32億4,200万円余についてですが、このうちの30億円につきましては、経営の安定化ということで、無利子貸付を単年度ごとにやっている30億円でございます。そのほか2億4,000万円が、分譲住宅から損失を補填するという意味での県からの補助金でございます。残りの206万円につきましては、職員の共済費を県のほうで従来から負担しておりますので、その金額を合わせて32億4,206万円でございます。

堀内委員 ちょっとよくわからないのですけれども、例えばこの中に公社の指定管理者の制度がありますよね。それはここから支出しているんですか。

松永建築住宅課長 県営住宅の管理につきましては、別途、住宅供給公社のほうに管理委託をしておりますので、この中から支出しているものではございません。

堀内委員 それはどこの項目から出ているんですか。

松永建築住宅課長 同じ資料の県土10ページの住宅総務費の中の7番目のポツがございまして、県営住宅管理費というところがございます。ここに8億9,000万円余ほどございますが、この中の一部がそうでございます。

堀内委員 そうしますと、8億9,000万で指定管理者になっているんですけど、この指定管理者の制度ですね、当初の決め方、これはどんな審査をしたのか、例えば公募が幾つかあったりとかして決めたわけですか。

松永建築住宅課長 住宅供給公社への管理委託につきましては、公営住宅法に基づきまして、指定管理者制度ではなくて、管理代行制度というものを使って委託をしております。これは平成18年度からやっているものでございまして、管理代行につきましては、

法律上、住宅供給公社もしくは地方公共団体ということになりますので、本県でいきますと住宅供給公社ということで、住宅供給公社の方に管理委託をしている状況でございます。

堀内委員 管理代行制度というようなことで毎年やらせているとのことですが、その内容、例えばその都度、審査するとか、そういうことはやっているんですか。

松永建築住宅課長 契約は毎年行っていますので、それに基づいてきちんと管理をしていただいているかというのは、通常の業務の中でも検査をしております。同時に、支払いの折に、その証拠書類等を確認はいたしておるところでございます。

堀内委員 我々は郡内のほうに住んでおり、よく入居の申込みなどを依頼される場合があるんですけれども、ちょっと私もよくわかりませんが、たしか入居の申請は甲府の丸の内ですか、ここで一本化に絞っているというふうなことで、今、山梨県では、第2期チャレンジ山梨行動計画を立てて、要するに県民サービスの向上を図ろうというようなことでやっているんですけれども、このところちょっと配慮が足りないんじゃないかなというふうにも思うんです。この間も私、ある住宅の4階に住んでいる老夫婦ですが、80歳と奥さんがその2つ下ということで、何か足が悪く、4階に住んでいましたが1階のほうに移りたいということなんです。そのとき、たまたま1階があいていたんですが、先に申し込み者があって、入れちゃったんですけれども、そんなこともあって、じゃあ事前に申し込みをしたほうがいいですよというような話をしたところ、甲府だとちょっと行けないというお話がありました。

今、我々、郡内の中でも、人口が山梨県の約22%ぐらいですけれども、免許センターもあったり、パスポートの交付もできたりとか、そういうところは結構利便性があるんですけれども、なぜこうした申請ができる窓口機関がないかという、ちょっと疑問に感じているんです。

私は行政の一番悪いところは、やっぱり縦割りだと思うんです。例えば、今、都留の合同庁舎のところにパスポート申請に対する受付窓口があるんですけど、ここには女性が2人ないし3人。でも、女性2人、3人いても、おそらく100人だとか200人という申請は来ませんよね。かなり時間があると思うんですよね。そういうところに例えば委託することによって利便性が確保されるんじゃないかと思うし、また、郡内には住宅課の出先機関である富士・東部建設事務所が大月と富士吉田にあるわけです。こういうところでなぜできないのかなと思うんですけど、この辺の見解をちょっとお聞かせください。

松永建築住宅課長 公社のほうに委託をしてということもございまして、今、一元化をさせていただいているというのが主な理由だと思います。中には、いろいろな収入にかかわる報告書をいただくとか、そんなこともある中で、個人の情報があり、あるいは細かい審査もございまして、その辺をまた直接申請者の方にお話ししたほうが事が早いというふうなこともあるかもしれないんですけれども、おっしゃっているのはまた至極当然のことであると思いますので、申しわけございませんがちょっと検討をさせていただきたいと思います。

堀内委員 ぜひ、お願いします。申請は大体1回じゃ済まないんですよ。1回行って、例えば住民票が足りないとか、ここの記載が足りないということになって、また行かなきゃならないんです。そうすると、若い人だったら、車で1時間も行けば話は済むんですけど、先ほどの老夫婦の場合などではなかなか遠いというようなことで、

県では県民サービスの向上を図るといふようなことでやっていますので、ぜひその辺に留意して、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

次にもう 1 点、これ、ちょっとできない相談なんですけど、やっぱり県営住宅のことですけれども、今、山梨県全体では 9 5 団地 7,400 戸の県営住宅があるわけですけれども、郡内は 1 5 団地 7 4 4 戸で全体の約 1 0 %なんです。郡内の人口割合は全体の 2 2 %となっているんですね。ですから、我々の単純計算で考えても、そのぐらいあっても不思議じゃないかなと思うんですけれども、私も、よく前から、ぜひ県営住宅だとか市営住宅をつくってほしいといふとかなり要望があるんですけれども、今、そういう制度が廃止されているということで、なかなかそれも思うように行かないんですけれども、そういうこともやっぱり地域間格差といふんですか、そういうこともやはり住宅課として今後、頭の中に入れていただき、制度ができたとか、こうやればできるとか、そういうときにはぜひ努力していただきたいと思います。この点だけちょっと県の考えをお聞かせください。

松永建築住宅課長 郡内地方への公営住宅というお話だと思いますけれども、県営住宅は御指摘のとおり、7,700 戸近くある中で、ちょっとアンバランスになるということですが、公営住宅は県営住宅のほかにも市町村営住宅というものもございまして、それらを総合的に見る中で、また市町村とも意見交換しながら検討してまいりたいと考えてございます。

堀内委員 ぜひよろしくをお願いします。

(道路維持について)

石井委員 御苦労さまです。この説明書の県土の 6 から 7 にかけての道路維持の関係でちょっとお伺いをしたいと思います。実は、道路というのは日常生活に欠かせない重要な施設でありまして、山梨県は本当に山間地が多く、狭隘な地域、また狭隘な道路、そして橋梁等が多いわけでございます。この維持の中で、橋梁についてちょっとお尋ねしたいと思います。

橋梁については国の補助、あるいは県単等があるわけでございますけれども、この成果説明書の 1 0 0 ページにあるわけですけれども、既に耐震化が進められて、非常に私ども東部地域は橋梁が多いというふうを受けております。その中で、この成果の中で、耐震化率 5 5 %としてありますけれども、今、地震や台風等の災害時に効率化の対応、そしてまた物資の輸送等につきましても、やはり橋梁というのは非常にそういった面では早急に耐震化を求められているのではないかと、そのように思っております。先ほどの 5 5 %という数字を見ますと、まだまだ半分ということの中ではありますけれども、今までの経過と今後についてどのような考えをしておりますか。ちょっとお伺いしたいと思います。

鈴木道路管理課長 今の橋梁の耐震化のこれまでの状況と今後というお話でございますけれども、まず、緊急輸送道路につきましても、橋梁の耐震化を平成 2 2 年に長寿命化実施計画の中で策定をしております。平成 3 2 年度までに第 1 次緊急輸送道路につきましても、7 0 %の耐震化を目指している。第 2 次緊急輸送道路の橋梁につきましても、7 0 %の耐震化を目指しているというような状況でございます。

石井委員 それでは、この成果説明書の中で 6 1 兆円というのは、今年度、対応した数字ということでしょうか。5 5 %というふうな。

鈴木道路管理課長 そのとおりでございます。平成 2 3 年度の実績でございます。

石井委員 いろいろ御苦労さんです。ただ、私、ちょっと気になっているのは、この県土の 11 ページにあります、翌年度への繰越なんですけれども、104 億 2,533 万円余の繰越になっているわけなんですけれども、これらは結局、対応ができず、次年度へ持ち越す、翌年度に持ち越すというようなことでしょうか。これをちょっとお聞きします。

鈴木道路管理課長 今のお話は 11 ページの道路橋梁建設費の繰越のお話だと思いますけれども、橋梁の耐震化等につきましては、河川をまたぐ橋梁と言いますか、河川にかかっている橋梁もございまして、やはり施工時期が秋から冬、春というふうに限られます。要するに台風時期は施工できないという部分もございまして、そういうことで工期をとりますと翌年度へまたがってしまうという状況がございまして。

石井委員 様子はよくわかりましたですけれども、相当大きい金額が翌年度に繰り越されるということですが、この富士・東部建設事務所管内でも非常に多くのまだ着手がされていないところもあります。そういった点で、非常に狭い橋もあつたりしますので、積極的にそれらについて早急な対応をしてほしいと思っておりますし、また橋梁に関して、取りつけの幅とか、いろいろありますので、そういった面も含めて改修をお願いしたいと思っております。特に橋梁の耐震化につきましてはぜひ積極的な対応をお願いしたいと思っております。よろしくお祈いします。

鈴木道路管理課長 橋梁の耐震化につきましては、やはり県民の皆様の安全・安心の確保、災害時の役割を果たせるようにということで、優先的に実施していくということで今、考えており、今後もそういうふうにしていきたいと思っております。

石井委員 耐震化の状況等については、チェックは全部行っておりますか。

鈴木道路管理課長 先ほど、最初に申しました橋梁長寿命化実施計画というのをつくりまして、そのときに県が管理しております橋梁につきましては、すべて点検をしております。その中で必要なものかどうかという判断をしております。

石井委員 わかりました。ぜひよろしくお祈いします。

(交通対策道路事業費について)

臼井委員 道路管理者として管理している道路の交通安全施設は、この何ページのどこに入っているんでしょう。交通安全施設に対する標識とか表示ですが。

鈴木道路管理課長 県土の 7 ページの、ちょうど真ん中の道路橋梁整備費の県単独事業でございまして、その中に交通対策道路事業費がございまして。

臼井委員 警察本部関係ではなくて、県土整備部が行う標識、表示、いわゆる交通安全施設を見ると平成 23 年度は約 6 億円の予算になっているけれども、このうち新設と新設でないものはどのくらいの比率ですか。

鈴木道路管理課長 ここに載っております交通対策の中でやっておりますのは、基本的には新設というものでございまして。あと修理などといった内容にもよりまして、それにつきましては、例えば緊急の業務委託であるといったことで直したりするものでございまして。

ございます。ですので、今、交通対策の中には、ケースによっていろいろありますけれども、主に新設のものが多いというふうになっております。

臼井委員

担当だから課長はよく知っていると思うけども、いわゆる県管理の道路で、例えば表示にしてみればセンターラインとか、はみ出し禁止の黄色いラインは県警の所管ですが、県土整備部は道路の端の横断歩道などは県がやっていると思うんだよね。そういう中で、白線が薄れたり、見えなくなったりした場合、いわば保守費用がこうして立派に予算化されているんじゃないの。今、何か聞いていると、あんまり明確じゃないんだけど、どこの何項目に、県が引いたラインは県がこんなふうに年間このぐらいの予算をもって保守をしていますとか、あるいは塗りかえているといったものがあるべきだと思うけども、その点を教えてください。

そして標識も、道路管理者である県土整備部がつくっているものがあると思うんだね。新設なら当然だけど、新設でなくても標識が、例えば根っこが腐ったりして、よく我々が走っているときに見ると、根の辺から、こういうふうに斜めになっちゃっているとか、倒れそうだななんていうものを見かけるんです。そういうものはどこの項目でやっているのかな。

鈴木道路管理課長 先ほど、県土 7 ページと申しましたが、その前のページの県土 6 ページを見ていただきますと、そこに道路維持費というものがございます。その中のクリーンロード費が道路の清掃などといった日常管理的なものをやっております。今、標識が幾らだという個別的なものにつきましては、今、手元に資料がなく申し訳ございません。

臼井委員

毎年、警察の担当部分については、所管の警察署を通じて調べているんです。県土整備部でも例えば年に 1 回ぐらい定期的に表示や標識の破損状況などを調べているんですか。

鈴木道路管理課長 道路パトロールという形で、交通量などに応じて月何回かやっておりますけれども、そういう中で、例えば白線が消えかかっているとか、あるいは標識が破損しているという状況が見つかりますと、計画を立てて補修していくという状況でございます。

また、年間、定期的に、これだけですよという把握は、数も多いこともございまして、今のところ正確にはできていないというのが実情でございます。ただ、それでは困るという部分もありますので、今後は、今、委員がおっしゃいましたように、きちんとやっていきたいと思っております。

臼井委員

きょうだったか、きのうだったか、ちょっとよく記憶にありませんが、新聞の記事で交通事故による死亡件数は、ここのところ多くて、何か宣言などをしたそうだけれども、とにかく事故や負傷者の数はずっと上昇してきていることは事実なんです。死亡については、ご存じだと思うけど、24 時間以内に死亡しないと交通事故が原因だというカウントにはならないそうだけれども、現実には 2 日後でも 3 日後に死亡する人を入れたら、交通事故の死亡者というのは、今、警察や県が発表している死亡者をはるかに超えていることは事実なんです。そういう意味で、県土整備部においても人命尊重ということでいろいろな事業をしているんだろうけれども、交通事故に対する思いをもうちょっと強くしっかり持ってもらいたい。答弁をもらうにも資料見たり、そんなシステムやパターンがあるのかと聞いてもしっかり答えられないじゃ、しょうがないと思うよ。

そういう意味で、これはまあ、別に部長に答弁を求めるわけじゃないけれども、

人命尊重、特に交通事故に対する予防対策として、例えばご存じだと思っけれども、全天候型というラインを引くことができるんです。私も雨の日、よく走っていますが、雨の日の夜は絶対ラインなんか見えませんよ。そういう意味で、人命尊重の観点から交通表示、交通標識はしっかりとやってほしいということを強く要望しておきます。

(不用額について)

次に別の質問となり、不用額についてですけれども、県土の 5 ページ、これは県土整備部の全事業に対する不用額なんですか。11 億円というのは、私の感覚で言うと余りにも少な過ぎると思うんですけど、どなたか答えてください。

石原県土整備総務課長 一般会計の不用額でございます。

白井委員 じゃあ、石原課長がわかるかどうか知りませんが、この 11 億 4,000 万円余は何がゆえに不用額となったのか。後のページで不用額がどうのこうのと書いてあったはずだけれども、主たる不用額として計上している原因は何か教えてください。

石原県土整備総務課長 総論的なお答えになりますけれども、一般会計と下水道の特別会計を合わせると 17 億 4,000 万円の不用額がございます。主な理由としては、下水道特別会計の流入量の減少により執行残が 6 億 500 万ほどとなりました。あと、市町村からの委託の減少により、河川改良費の執行残が 1 億 1,000 万円余、あと、経費の削減を図ったことから生じたものということで御理解願いたいと思います。

白井委員 ちょっと今の石原課長の答弁で聞きにくかった場面もあるんですけど、用地買収ができないことや地域の了解が得られないことなどの理由で県土整備部の不用額は、相当の額だと私は認識していたんですけども、全体をすべてひくくめて 11 億円というのは、くどいようですけども信じられない。1 けたぐらい違うんじゃないかと思うんですけど、その点、もう少し明解な説明できませんか。

石原県土整備総務課長 先ほど委員がおっしゃった用地買収などにかかわるものは繰越の中に 220 億円余入っています。不用額というのは執行した後に残ったお金ということで、それに比べるとずっと少ない額ということで御理解願いたいと思います。

白井委員 先ほどの概要説明の中で今、課長が言った繰越云々というのが聞こえなかったんです。まあ、とにかく用地買収は大変難しい。人間にとって命の次に大事な財産処分なんですから、用地を提供してくれと言ったって、簡単に用地を提供してもらえないというのが現実でしょう。そういう意味で、いろいろな事業執行がなかなか進まないということが多々あるはずなんですけど、まあ、用地担当の人たちはそれぞれ努力しているんだと思うし、また、そう必ず御答弁をすると思うのだけれども。私はある場面で、どこの事務所と特定のことは言いませんが、とにかく用地関係の仕事で、その、何て言うのかな、大げさに言ったら怠慢なんです。例えば 1 回話に行ったきり、その後 1 年近くも行かないなど、現実に今やっているところの道路ですよ。そこの道路名を言えばもうどこの事務所かもわかるので、ちょっと控えるけども、とにかく地権者に聞いてみると、大事な土地を何坪も提供、もちろんただであげるわけじゃないけども、年に 1 回ぐらい来て、そして次に来るときには、職員が変わっていたりして、こんなことで用地買収ができますか、地権者を馬鹿にしたらいけないぞという話をよく私は耳にするんです。

昨晚の会合でも、ある人からそういう指摘を受けましたけれども、用地担当の職員の方々は一人で幾つかのルートを担当してやっているのかどうか具体的には知

りませんが、ともかく人が足りないんだったらふやすとか、いろいろな方法もあるだろうし、まあ、用地を担当する職員は、それなりの活発な、フットワークのいい人がやるというように人事当局や県土整備部では考えているんでしょうけど、どうしてこんなに用地買収がおくれているのかなど。それを考えると、一生懸命やっけても、何か手抜かりがあるか、あるいは一生懸命でないのか、最初に来たときにちょっと厳しい話をしたら、もう 1 年も来やしないんだといった話も現実にあるわけですね。

そんなことで、二百、何百億なんていう繰越をするようなことは、まあ、ある意味では恥な話だと思いますよ。決して自慢なんかできるわけもないし、恥な話。農政部や森林環境部にも繰越がいささかあるかもしれないけど、一番多いのは県土整備部だと思うので、私は厳しくその点を忠告しておきますけど、いかがですか。

清水用地課長 ただいまの白井委員の御質問にお答えしたいと思います。用地交渉でございますが、遺産相続とかいろいろな問題、それから、境界や権利等の争いもありましてですね、用地交渉自体がなかなか進まないという現象が出ておるかと思えます。

ただ、ただいまのお話のとおり、交渉が途中であけてしまうとか、そういった場合の原因については、ちょっと我々も、いろいろな事務所から個別の案件についての相談を受けていまして、そういった場合には指導をするわけですがけれども、一般的に考えられるのは、相続者間でいろいろな問題が生じて、なかなか我々のほうで入っていけないとか、関係地元の代表者にある程度任さざるを得ないとか、さまざまな問題があると思えます。

その辺につきましては、個別の案件につきまして、我々のほうでも丁寧に聞き取って、必要であれば弁護士と相談事業も持っておりますので、そういったところで積極的に相談をしながら解決に向けて努力をしていきたいと思えます。

白井委員 今、課長がそういう答弁をするのであれば、用地交渉の現場、例えば各事務所に出席して課長自身がしっかりとチェックしたことがありますか。

清水用地課長 すべての案件を私も把握しているわけではございませんが、年に一度は各事務所を訪問して、具体的なお話をお聞きします。それから、当然、問題があれば、各事務所の担当者が我々のところに相談に来ておりますので、そういった報告を受ける中で把握をできる部分はしている状況でございます。

棚本委員 数字の確認だけさせていただきます。今、白井委員から不用額についての質問がありました。その中で、特別会計と一般会計を合わせて 17 億円、そのうち下水道特会が占める不用額が 6 億 1,000 万円だと。この 6 億 1,000 万円の中で、6 億 500 万円余りが維持管理委託料の執行残となっておりますが、ここについてももう少し丁寧なご説明をいただきたいと思えます。

小池下水道課長 特別会計として 6 億 1,000 万円余の繰越により不用額があるということでございますが、この不用額につきましては、4 つの処理場の維持管理をしております。その維持管理をやる上で 3 年間の経営計画を個別に立てておまして、各年度ごとに市町村の負担金を算出し、それが計画における予算額としております。それを毎年、維持管理という形で負担をしていただき、そして実績として、実際、処理場におきまして流入量が確定してまいります。その確定した流入量によって精算をさせていただいていく状況の中で、4 処理場を合わせて 6 億円余の繰越が生じている。そして不用額につきましては、翌年度の維持管理負担金の中に充当している状況でございます。



棚本委員　　今の課長のお話の中で基本的な話はわかりました。流入量の確定というのは、ずっとついて回る話で、確定そのものが非常に大変なことだという認識は持っております。執行残を維持計画の中で次年度に回していくということだという理解をしましたが、この 6 億 5 0 0 万円余りの中で、4 下水道の中で一番の執行残が出ているのは、ちなみにどこなのでしょう。

小池下水道課長　　4 流域ございまして、今、不用額の一番多いところが釜無川流域下水道でございまして、2 億 2,0 0 0 万円余の不用額が出ております。

棚本委員　　釜無川流域下水道が一番大きいという話でしたが、この釜無川流域下水道の計画流入量は不確定だといった要素でこういう大きい額になっているのでしょうか。

小池下水道課長　　やはり当初に決めます計画の流入量につきまして、市町村の実績水量、及び市町村の整備範囲の水洗化を加味して流入量の想定をしております。しかし想定を行うに当たっては、最近非常に事業費が伸び悩んでいるということもあり、なかなか面的な整備が進んでこないということで、計画と実績の差が生じている状況でございます。

棚本委員　　最後に、市町村等もなかなか流入量の想定は、私もかつて市議会のときも下水道の問題が出てきましたけれども、なかなか事業として先が見えず、いろいろな計画においても市町村と県の関係もありますから、この部分についてはどなたがやっても本当に大変かなというのは理解できます。

必ずしもこれは執行残が出て、県財政を不安定に与えるとも思っておりません。しかしながら、6 億円以上の執行残が出ていますので、この辺もつかみにくい話とは十分承知しながら、市町村と県で流入量の想定等々、さまざまな事業計画もあると思いますが、できる限りの把握をして、今後とも執行に努めていただきたいと思います。決算の性格上、この点だけお聞きしました。以上です。

以　上

決算特別委員長　木村富貴子